	ALC: N	
	米	
<i>></i> 1\	Ήľ	

	建築物	基礎工事に関する工程 建方工事に関する工程			
対象建築物		特定工程	特定工程後 の工程	特定工程	特定工程後 の工程
	(1) 2階建 て住宅等	_		土はかこいのい金り工(法合は組組す過台りいのて軸う物接事枠にに、まみる程、及(表「組)等合の組よあ木れを工)柱び以に木」をにす工壁るっ材た設事、筋下お造と、よる程工場でで枠置の、筋下お造と、よる程工場でで枠置の	木を壁を事枠にはを側天る程の京びけ工壁っ枠う壁を事への井工)軸、天る程工で組屋及設の組み、その井工)組、井工(法の内びけ工
(1) 主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)の全部又は一部を木造とした住宅、兼用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。)、長屋、共同住宅又は寄宿舎で、地階を除く階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超えるもの(以下「2階建て住宅等」という。)(2)建築基準法(以下「法」という。)別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの(以下「特定特殊建築物」という。)	(2) 階数 が1の特定 特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地 中はりのコ ンクリートを 打設するエ 事の工程	_	_
	(3) 以特築構床びく。部を大き物造屋とはいいまでのは、1 といいまでのはいるのでは、1 といいません のはました はんしょく かんしょく かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地 中はりのコ ンクリートを 打設するエ 事の工程	木をよる程工場てで枠置のの物等合の組よった、まみる程工場をはれれる。本れを工り組に、するを工りがある。	木を壁を事枠にはを側天る程の味、天る程工で組を変のが大り、では、では、では、では、では、大きのでは、では、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、
	(4) 以特築構床びく。部をした。 は、2 とは、2 とは、2 とは、2 とは、2 とは、3 とは、4 とは、4 とは、5 とは、5 とは、6 とは、6 とは、6 とは、6 とは、6 とは、6 とは、6 とは、6	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地 中はりのコ ンクリートを 打設するエ 事の工程	最初の床版 を取り付け る工事のエ 程	事、内装工

(5) 欧米					1
(5) ないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	基礎又は地 中はりの配 筋工事の工 程	基礎又は地 中はりのコ ンクリートを 打設するエ 事の工程	2階の床及 びこれを支 持するはり に鉄筋を配 置する工事 の工程	2階の床及びこれを支持するはりの一トを打設工程	
(6) が2 が2 対 に を は り は り は き は き は き と と と き で き は き と と き り き は き と と り き き を き を き り き し た り た り た り た り た り た り た り た り た り た	基礎又は地 中はりの配 筋工事の工 程	基礎又は地 中はりのコ ンクリートを 打設するエ 事の工程	2階の床の 構造ので (((((((((((((((((((2階の 構造の (この (5) (5) (5) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	

備考:

- 1 この表で「枠組壁工法」とあるのは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいいます。
- 2 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により、1の建築物について複数の工区に分けて工事を行う場合にあっては、それぞれの工区における当該工事の工程を中間検査の対象とします。

適用除外:

法第18条又は第85条の適用を受ける建築物及び法第68条の11第1項の規定による型式部材等の 製造者としての認証を受けた者により製造された型式部材等を使用した建築物については、この告示は 適用しない。